

(別紙)

## 令和6年度飯山ガソリン単価契約 変更契約協議方法

・売買単価契約書(案)第11条に規定する「市場価格の変動により契約内容が著しく不相当となったときの契約内容の変更」の方法

1 変更契約の有無の確認は、毎月第3月曜日調査の石油情報センター長野県価格の公表日とする。

(第3月曜日に調査が行われなかった場合は、その直後の調査の公表日とする。)

ただし、その日から起算して月末までの日数が5日間(長野県の休日を定める条例(平成元年長野県規則第5号)第1条に規定する県の休日を除く)ない場合は、その直前の調査の公表日とする。

2 変更契約の必要が生じた場合は、北信地域振興局総務管理課は、変更内容を受注者に通知(変更協議)し、翌月の1日付けで変更契約を締結する。同月中は再度の契約変更は行わない。

3 受注者において上記2の通知内容による契約変更に応じることができない特別の事情がある場合は、根拠となる資料を添付して契約・検査課に書面で申し出ることができる。

この場合は、両者協議の上、変更内容を決定する。

### 【変更協議について】

$F3 - F2 \geq 2$  のときは、次の式のとおり単価を変更する。

$$\text{変更契約単価} = (Q+A) \times 1.1$$

A :  $F3 - F2$

F : 一般財団法人日本エネルギー経済研究所石油情報センターが実施する石油製品価格調査(給油所小売価格調査)(週次調査)の長野県価格(以下「石油情報センター長野県価格」という。)

F1 : 入札時点の月の第3週の石油情報センター長野県価格

F2 : 前回変更協議時点の石油情報センター長野県価格  
ただし、初回協議時はF1と同じ価格( $F2 = F1$ )とする

F3 : 変更協議時点の石油情報センター長野県価格

P : 契約額

Q : 前回変更契約額(初回変更契約時は $Q = P$ )

(F(F1、F2、F3)、P、Qは全て消費税抜きとし、端数がある場合は10銭未満切捨てとする。)